

③事業運営に関する業務

（社会教育法第 20 条（目的）及び第 22 条（公民館の事業）を達成させる事業）

事業の区分	開設方法	実施すべき内容	例
(1) 社会教育の推進と 振興を図る事業	<ul style="list-style-type: none"> 定期講座の開設 講習会、講演会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年・家庭教育に関する事業 情報化社会に対応した事業 社会教育関係団体の育成 学習相談 地域のニーズに即した事業 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関する講座（子育てサロン等） 通学合宿の連携 地域、学校、企業等と連携した体験学習 サイバー被害等に関する I T 関連講座
(2) 市民生活の向上を 図る事業	<ul style="list-style-type: none"> 定期講座の開設 講習会、講演会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 実生活に即した事業 団体の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災、環境、健康、ボランティアの育成講座など
(3) 福祉の増進を図る 事業	<ul style="list-style-type: none"> 定期講座の開設 講習会、講演会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化社会に対応した事業 高齢者への生きがい支援 世代間交流 高齢者予備世代に対する教育 	<ul style="list-style-type: none"> 健康、介護、年金、徘徊、認知症、詐欺、交通安全等に関する内容
(4) 市民の連帯意識を 図る事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民の交流の場の提供 各種団体との連絡調整 スポーツレクリエーション活動 	<ul style="list-style-type: none"> 学習活動発表の場の提供 交流事業の推進 活動団体の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> フェスティバルの開催 地域交流の場の提供 軽スポーツレクリエーションの開催

(5) その他

①施設の利用促進を図ること（施設貸出）

②各種の団体、機関等の連絡を図ること

- ・他館との貸館業務等に係る連絡調整
- ・利用団体連絡会との連携
- ・市内活動団体への情報提供

③施設を住民の集会その他の公共利用に供すること

- ・公民館利用の総合的な案内
- ・来館者の問合せの対応

※講座等の開催にあたっては、利用団体と調整を図り理解を得るものとする。

※事業（教室や講座等）において必要となる材料費は参加者の負担とする。

※事業区分間で連携した事業を展開することも可能とする。

②児童館

児童福祉法第 40 条の目的を達成するために必要な業務を行う。

運営方針

児童健全育成事業の拠点として、安心して集える、居心地の良い「居場所」づくりに努め、子どもに健全な遊びを与え、異世代との交流を深めるとともに、人を育む地域の力を高め、健やかで情緒豊かな子育て支援をする。

<p>①利用に関する業務</p>	<p>ア 利用者登録申請及び受付に関すること イ 備品の貸し出しに関すること ウ 施設及び利用案内、児童館だより等の P R 等の広報活動に関すること エ 白井市の他の児童館及び類似施設と整合性を持った運営管理を行うこと オ 利用状況の報告に関すること カ 年間行事等の報告（学習のまとめ）に関すること キ 市内児童館との連絡調整に関すること ク その他施設運営に関すること</p>
<p>②事業運営に関する業務</p>	<p>ア 子育て支援事業 ・チャイルドルームの開放（休館日以外の毎日） ・親子教室事業 ・親子教室（特に父子）事業 ・子育て親子のたまり場事業 ・親子サークルの支援事業 ・歯科指導・栄養指導・健康指導事業 ・育児相談事業 イ 地域の健全育成事業 ・児童館の充実事業 ・中高生向け事業 ウ その他（次世代育成・地域交流事業） ・赤ちゃんとふれあう機会の提供事業 ・ふれあい事業 ・センターまつり事業</p>